

令和元年台風19号災害における 長野市被災者生活再建支援金制度の申請受付について

長野市

1 長野市被災者生活再建支援金交付制度とは

「令和元年台風19号災害」により住宅が半壊し（注）、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、生活再建のための支援金を支給します。

（注）罹災証明書による罹災程度区分が【全壊】【大規模半壊】及び【半壊（住宅が半壊し、やむを得ず解体した世帯）】は被災者生活再建支援制度の対象となりますので、長野市被災者生活再建支援金制度は受けられません。

国の制度

なお、請求書の受付から交付までは数ヶ月かかります（書類不備がある場合はそれ以上かかることがあります）。支援金の交付が決定した際は、振込み時期等の記載がある通知文が郵送で届きます。

2 制度概要

対象世帯：令和元年台風19号災害においては、罹災判定区分が【半壊】で解体をしない世帯のみ

支援金：基礎支援金50万円（1人世帯の場合は37.5万円）
加算支援金はありません。

3 申請における必要書類

- ①申請書（所定のもの）
- ②住民票等（罹災時に世帯が居住していたことが証明でき、世帯全員・続柄入りのもの）
※市内に住所がない方は住所地の市町村役場で取得してください。
- ③罹災証明書の原本
- ④世帯主の預金通帳
- ⑤印鑑（認印可）

4 申請期限

令和2年11月11日

5 相談・受付窓口

- 相談窓口 ・長野市福祉政策課：026-224-5028
- 相談・受付窓口（申請はどの窓口でも可能です。）
 - ①長野市役所第一庁舎1階（市民交流スペース）
 - ②柳原支所（学習室）
 - ③豊野支所（2階庁議室）
 - ④篠ノ井総合市民センター（多目的ホール）
 - ⑤松代支所（支所内）
 - ⑥古里支所（学習室）10月28日（月）から受け付け開始予定
- 受付時間 ①は土日祝日を含む毎日8:30～20:00 ②から⑥は土日祝日を含む毎日9:00～17:15
⑥は11月2日（土）以降の土日祝日のみ9:00～17:15

かい ご げん ば はたら
介護現場で働く

別紙2

全国8会場
にて開催
いたします

かい ご まな がい こく じん
介護を学ぶ外国人のための

こう りゅう かい
交流会



参加費 無料



介護の仕事をしている外国人の皆さんのために、全国8会場で交流会をします。
交流会では、仕事のことや生活のこと・日本語の勉強のことの相談ができます。
さらに、食事をしながら情報交換をすることもできます。
交流会に参加してくれた外国人の皆さんに、介護の仕事を安心して出来るように、応援したいと思っています。

さんか
参加
たいしゅうしゃ
対象者

- ・介護施設・事業所等において就労している外国人(在留資格は問いません)
- ・介護福祉士養成施設の留学生、または進学を考えている留学生
- ・上記外国人材にこだわらず、介護施設・事業所、介護福祉士養成施設における受入れを検討されている方などもご参加いただけます。

開催場所・日時

時間：13:00(会場受付12:30)～18:00(全会場共通)

開催エリア	開催日	開催都市	会場	定員
東北地区	11月22日(金)	仙台	TKP 仙台カンファレンスセンター	50
北海道地区	11月29日(金)	札幌	TKP ガーデンシティ札幌駅前	50
九州地区	12月13日(金)	福岡	TKP 博多駅前シティセンター	100
中国・四国地区	2月14日(金)	岡山	TKP ガーデンシティ岡山	100
中部地区	2月21日(金)	名古屋	TKP ガーデンシティ PREMIUM 名古屋新幹線口	100
近畿地区	2月28日(金)	大阪	TKP 心斎橋駅前 カンファレンスセンター	200
関東地区(1)	3月3日(火)	東京	TKP 東京駅大手町カンファレンスセンター	200
関東地区(2)	3月7日(土)	東京	TKP ガーデンシティ渋谷	200

参加申込・詳細については国際厚生事業団ウェブサイトをご覧ください。

主催：公益 国際厚生事業団
JICWELS

Tel:03-6206-1262 <https://jicwels.or.jp/> 国際厚生事業団

介護現場で働く・介護を学ぶ外国人のための交流会

プログラム

第一部 セミナー

日本で働くこと、介護の仕事、日本語について話をします。

1 日本の介護施設で働く外国人のための労務基礎知識

持田 玲香氏 公益社団法人国際厚生事業団顧問特定社会保険労務士
一般社団法人国際協働研究機構 代表理事

2 認知症高齢者と上手にコミュニケーションをとるためには ～認知症を知り、その人を理解しよう～

植村 康生氏 公益社団法人国際厚生事業団 国際・研修事業部主任
介護専門家

3 日本人職員と気持ちよくコミュニケーションをするために ～明日から使える!依頼のしかたを学ぼう～

武内 博子氏 公益社団法人国際厚生事業団 日本語指導専門家

第二部 交流会・相談会

参加者と一緒にコミュニケーションゲームをしたり、同じ地域に住んでいる人と話したりすることができます。
飲み物や食べ物もありますから、一緒に楽しみましょう。
また、日本語の勉強のこと、介護の仕事のことや、生活で困っていることなど、相談することができます。

交流会

- ・地域の国際交流会等の紹介
- ・コミュニケーションワークショップの実施
- ・軽食をしながら情報交換

日本語専門家の指導による相談会

日本語の勉強について、勉強の仕方や、困っていることを相談できます。

介護現場・日常生活上の悩み等の相談会 (事前登録制)

介護の仕事や生活で困っていること、悩みのある人は相談できます。
参加登録のときに申し込んでください。



申し込み方法 (登録制)

ホームページにアクセスして、参加登録をしてください。

<https://jicwels.or.jp/fcw/2019kouryukai>

- ・参加登録は定員になったら、締め切ります。早めに申し込んでください。
- ・介護施設や監理団体の方、日本語学校、養成施設の先生で外国人と一緒に参加する場合は、外国人の参加登録のとき、一緒に申し込んでください。



個人情報の取扱い

登録に記載いただいた個人情報につきましては、事務局(国際厚生事業団 外国人介護人材支援部)が参加申込受付、参加管理等運営に必要な範囲で使用いたします。

お問い合わせ先

公益社団法人国際厚生事業団 外国人介護人材支援部 担当: 浅間・富有夢・リス

TEL: 03-6206-1262 <https://jicwels.or.jp/fcw/>



主催:  公益社団法人 **国際厚生事業団**
JICWELS

後援

全国社会福祉法人経営者協議会 / 公益財団法人国際研修協力機構 / 公益社団法人全国老人福祉施設協議会 / 公益社団法人全国老人保健施設協会 / 公益社団法人日本介護福祉士会 / 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 / 一般社団法人日本医療法人協会 / 一般社団法人日本慢性期医療協会

全国 8 会場にて開催いたします

2019年4月より就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」が創設され、人手不足が深刻化する介護分野においても特定技能による受入れが対象となりました。特定技能の制度や実際の申請にかかる手続き等に関する十分な周知を図るため、厚生労働省の補助事業により、厚生労働省および出入国在留管理庁より制度説明や申請などの説明会を全国8会場にて開催いたします。

参加費
無料

介護分野における

全会場共通 時間 13:00~17:00 (会場受付12:30)

特定技能制度説明会

北海道
地区

札幌

11月1日 金

会場 TKP ガーデンシティ
札幌駅前
定員 50名

中国・四国
地区

広島

1月17日 金

会場 TKP ガーデンシティ
広島駅前大橋
定員 100名

近畿
地区

大阪

1月31日 金

会場 TKP 心斎橋駅前
カンファレンスセンター
定員 200名

関東
地区 2

東京

2月7日 金

会場 TKP 東京駅大手町
カンファレンスセンター
定員 200名

東北
地区

仙台

10月25日 金

会場 TKP ガーデンシティ
PREMIUM 仙台東口
定員 50名

九州
地区

福岡

11月8日 金

会場 TKP ガーデンシティ
PREMIUM 博多駅前
定員 100名

中部
地区

名古屋

1月24日 金

会場 TKP ガーデンシティ
PREMIUM 名古屋新幹線口
定員 100名

関東
地区 1

東京

2月4日 火

会場 TKP ガーデンシティ 渋谷
定員 200名

参加
対象者

特定技能制度にて介護人材の受入れを検討している介護施設・事業所関係者
注：本説明会は、特定技能制度および申請手続き等の説明会であり、外国人介護人材のあっせんのための説明会ではありません。

参加申込・詳細については国際厚生事業団ウェブサイトをご覧ください。



公益
国際厚生事業団
JICWELS

<https://jicwels.or.jp/>

国際厚生事業団

介護分野における 特定技能制度説明会

プログラム

- (1) 在留資格「特定技能」の制度概要と受入れに関する手続きについて
出入国在留管理庁 地方出入国在留管局
- (2) 介護分野における特定技能について
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課 福祉人材確保対策室
- (3) 外国人介護人材の受入れ事例
EPA 制度等により外国人を受け入れている介護施設
- (4) 外国人の労務管理について
持田 玲香 氏
公益社団法人 国際厚生事業団顧問特定社会保険労務士
一般社団法人国際協働研究機構 代表理事
- (5) 外国人介護人材との円滑なコミュニケーションに向けて
武内 博子 氏
公益社団法人国際厚生事業団 日本語指導専門家

申し込み方法 (登録制)

○参加の申し込みは、事前登録制となっております。

ご登録は以下、公益社団法人国際厚生事業団
ホームページより登録をお願いします。

<https://jicwels.or.jp/fcw/2019tokuteiginou>

* 登録は先着順に受け付け、定員に達した場合は
締め切らせていただきます。



主催

公益社団法人国際厚生事業団

* 本事業は、厚生労働省の補助事業として実施いたします。

本件に関する
問い合わせ先



国際厚生事業団
JICWELS

公益社団法人国際厚生事業団
外国人介護人材支援部

TEL : 03-6206-1262 <https://jicwels.or.jp/fcw/2019>

担当：浅間^{あさま}・富有夢^{フナム}・リス

見守り 新鮮情報

台風で屋根が破損し雨漏りしたので、慌てて手元にあったチラシの事業者に電話して来てもらった。応急処置としてブルーシートを掛けてもらい、**屋根のふき替え工事**をしてもらうことになったが約**200万円**と

高額だった。もっと安い屋根材を使うようお願いしたが、「これしか扱っていない」と言われた。雨漏りで困っていたこともあり**契約**したが、やはり高額なので**解約**したい。
(70歳代 女性)



©Kurosaki Gen

慌てないで！ 災害後の住宅修理トラブル

ひとこと助言



見守るくん

日ごろから
情報収集

- 豪雨や台風など自然災害による被害で、住宅の修理等が必要な場合でも、慌てずに複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。
- 安心して依頼できる事業者について、日ごろから情報を集めておくことも大切です。
- 自然災害が起きた後は、住宅修理や便乗商法などの様々な相談が寄せられます。困ったときは、早めにお住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

令和元年 10 月 29 日

「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」の開設について

独立行政法人国民生活センターでは、台風等で被災された地域の方を対象として、「令和元年秋台風関連消費者ホットライン」を開設し、下記のとおり 1 都 13 県からつながるフリーダイヤル（通話料無料）で、消費生活に関する相談を受け付けることとしました。

これにより、被災地域及び被災者の方の負担軽減、被災地域の消費者被害の未然防止、拡大防止を図ってまいります。

記

- 電話番号：**0120-486-188** <フリーダイヤル（通話料無料）>
※「050」から始まる IP 電話からはお受けできません。

- 窓口開設日時：令和元年 11 月 1 日（金）
- 相談受付時間：10 時～16 時 <土日祝日含む>

※令和元年 11 月 3 日（日）及び 11 月 16 日（土）は、独立行政法人国民生活センターの建物点検日のため、相談が受け付けられません。

- 対象：台風等に関連した消費者トラブル

想定される相談例

- ・アパートが水浸しになり住めない状態だが、このまま家賃を支払う必要があるか。
- ・市役所を名のり、義援金を集めると訪問してきた者がいる。信用できるか。
- ・壊れた家屋の修理工事を「火災保険の保険金で行う」と業者に言われた。信用してよいか。

- 対象地域：岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

※対象地域以外の被災地域の方や被災されていない地域の方は、最寄りの消費生活センター等をご案内する消費者ホットライン（188番）におかけください（通話料有料）。

○問合せ先
消費者庁 地方協力課
TEL：03-3507-9175 担当：平島、宮島
国民生活センター 相談情報部
TEL：03-3443-1208 担当：丸山、加藤

各都道府県介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正
について

計12枚（本紙を除く）

Vol.749

令和元年 10 月 30 日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2260）
FAX：03-3503-2167

老 発 1030 第 6 号
令和元年 10 月 30 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の
軽減制度の実施について」の一部改正について

生活保護基準の見直しに伴う他制度に生じる影響への対応については、先般、「生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について」に係る情報提供について（令和元年 10 月 3 日付厚生労働省老健局介護保険計画課・高齢者支援課事務連絡）を周知したところであるが、今般、「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」（平成 12 年 5 月 1 日老発第 474 号厚生省老人保健福祉局長通知）の一部を別添 1 のとおり改正し、令和元年 10 月 1 日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

また、平成 30 年に成立した生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）の国会審議において、参議院厚生労働委員会で「生活保護基準は社会保障、教育、税など様々な施策の適用基準と連動していることから、平成三十年度の基準の見直しにより生活水準の低下を招かないよう、地方自治体への周知徹底を含め万全の措置を講ずること」とする附帯決議が可決された。

については、境界層措置の適用等においては、生活保護担当課と連携した上で、その取扱いに当たっては手続に遺漏なきよう、管内市町村への周知徹底を図っていただきたい。

記

第1 改正の趣旨

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」の一部改正について（平成30年9月13日老発第0913第2号厚生労働省老健局長通知）等により、生活扶助基準の改正に伴い生活保護受給者でなくなった場合についても継続して軽減が行える措置を講じているところであるが、令和元年10月1日からの生活扶助基準の改正においても同様の措置を講ずるものであること。

第2 改正の内容

令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い、生活保護受給者でなくなった場合についても、継続して居住費の軽減を行うことができるよう改正を行うものであること。

別添 1

○低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日老発474号 厚生省老人保健福祉局長通知）（抄）

【新旧対照表】

（変更点は下線部）

改正前	改正後
<p>(別添2)</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づき軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3(3)に該当する者については、3(5)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（<u>老齡福祉年金受給者は2分の1</u>）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。</u></p> <p>(9) (略)</p>	<p>(別添2)</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づき軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3(3)に該当する者については、3(5)の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（<u>老齡福祉年金受給者は2分の1</u>）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。</u></p> <p>(10) (略)</p>

参考：改正後全文

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について（平成12年5月1日付け老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知）

（改正後全文）

（別添1）

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

1 目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用して低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護若しくは夜間対応型訪問介護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（以下、「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図るものである。

2 実施主体

市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。以下同じ。）

3 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている者であって、平成18年4月1日以降に次のいずれかに該当することとなったものとする。
 - (7) 65歳到達以前のおおむね1年間に障害者施策によるホームヘルプサービス（居宅介護のうち身体介護及び家事援助をいう。）を利用して来た者であって、65歳に到達したことで介護保険の対象者となったもの。
 - (4) 特定疾病によって生じた身体上又は精神上的の障害が原因で、要介護又は要支援の状態となった40歳から64歳までの者。
- (2) 市町村において、原則として、前記対象者について、訪問介護等利用者負担額減額認定証を発行する。
- (3) この場合については、利用者は、減額認定証を訪問介護等の事業者に提示することで、利用者負担が軽減されることになる。軽減後の利用者負担割合は、0%（全額免除）とする。

4 留意事項

- (1) 別添2の事業との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行うこととする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額

医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、まず、本事業に基づく軽減措置の適用を行い、軽減措置適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

- (3) 対象者の所得状況の確認については、毎年8月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における境界層該当の確認等必要な認定を行うものとする。なお、いったん本軽減措置事業の対象外となった者については、翌年度以降も本事業の対象とはしないものとする。

(別添2)

社会福祉法人等による生計困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額
軽減制度事業実施要綱

1 目的

低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者について、介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 実施方法

- (1) 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、当該法人が介護保険サービスを提供する事業所及び施設の所在地の都道府県知事及び保険者たる市町村の長に対してその旨の申出を行う。
- (2) 軽減の対象となる費用は、法に基づく訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護並びに第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担額並びに食費、居住費（滞在費）及び宿泊費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス又は介護予防短期入所生活介護に係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）に係る利用者負担額とする。

特に指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設においては、平成17年10月より食費及び居住費について介護保険の給付の対象外とされたことを踏まえ、食費及び居住費に係る利用者負担を含めて軽減を行うものとする。

- (3) 軽減の対象者は、市町村民税世帯非課税であって、以下の要件の全てを満たす者のうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市町村が認めた者及び生活保護受給者とする。
 - ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が一人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
 - ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が一人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

- ③ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
 - ④ 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
 - ⑤ 介護保険料を滞納していないこと。
- (4) 市町村は、原則として、利用者の申請に基づき対象者であるか決定した上で、確認証を交付するものとし、申出を行った社会福祉法人等は、確認証を提示した利用者については、確認証の内容に基づき利用料の軽減を行う。

なお、旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者については、軽減制度の対象としないが、ユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。

- (5) 軽減の程度は、利用者負担の1/4（老齢福祉年金受給者は1/2）を原則とし、免除は行わない。申請者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案して、市町村が個別に決定し、確認証に記載するものとする。ただし、生活保護受給者については、利用者負担の全額とする。
- (6) 市町村による助成措置の対象は、社会福祉法人等が利用者負担を軽減した総額（助成措置のある市町村を保険者とする利用者負担に係るものに限る。）のうち、当該法人の本来受領すべき利用者負担収入（軽減対象となるものに限る。）に対する一定割合（おおむね1%）を超えた部分とし、当該法人の収支状況等を踏まえ、その1/2を基本としてそれ以下の範囲内で行うことができるものとする。

なお、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設に係る利用者負担を軽減する社会福祉法人等については、軽減総額のうち、当該施設の運営に関し本来受領すべき利用者負担収入に対する割合が10%を超える部分について、全額を助成措置の対象とするものとする。

なお、この助成額の算定については、事業所（施設）を単位として行うこととする。

4 留意事項

- (1) 別添1の事業との適用関係については、まず、これらの措置の適用を行い、その後、必要に応じて、本事業に基づく社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度の適用を行うものとする。
- (2) 介護保険制度における高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費並びに高額医療合算介護サービス費及び高額医療合算介護予防サービス費との適用関係については、本事業に基づく軽減制度の適用をまず行い、軽減制度適用後の利用者負担額に着目して支給を行うものとする。

その際、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費との適用関係については、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービスを利用する利用者負担第二段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の見直しにより、

本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされることになるから、事業主体の負担に鑑み、当該部分について本事業の軽減の対象としないこととして差し支えない。

また、介護保険制度における特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費との適用関係については、特定入所者介護サービス費及び特定入所者介護予防サービス費の支給後の利用者負担額について、本事業に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

- (3) 事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、市町村又は社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、当該市町村の判断により、社会福祉事業を営む他の事業主体においても利用者負担の軽減を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。
- (4) 平成17年10月より居住費・食費については介護保険の給付の対象外とされたことから、低所得者に対する十分な配慮が不可欠となっている。したがって、本事業は、すべての市町村において実施することが必要となるものであり、市町村は、指定地域密着型介護老人福祉施設及び指定介護老人福祉施設について、全ての社会福祉法人がこの事業に基づく軽減制度を実施するよう働きかけるものとする。
- (5) 平成25年8月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (6) 平成26年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (7) 平成27年4月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。
- (8) 平成30年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費

の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

(9) 令和元年10月1日施行の生活扶助基準の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点において本事業に基づく軽減又は特定入所者介護（予防）サービス費の支給により居住費の利用者負担がなかった者のうち、引き続き3（3）に該当する者については、3（5）の規定にかかわらず、軽減の程度を居住費以外にかかる利用者負担については4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）を原則とするとともに、居住費にかかる利用者負担については全額とすることができる。

(10) 自らの財務状況を踏まえて自主的に事業実施が可能である旨を申し出た社会福祉法人については、3（6）に規定する助成措置を受けることなく本事業を実施することができるものとする。この場合も、助成措置以外の実施方法は3（1）～（5）のとおりとする。

(別添3)

離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

離島等地域においては、訪問系の介護サービスについて、15%相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても15%相当分増額されることになる。このため、離島等地域でない地域の住民との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、離島等地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 対象市町村

平成24年厚生労働省告示第120号（厚生労働大臣が定める地域）に定める離島等地域が存在する市町村

4 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であって、別添1及び別添2の措置の適用を受けていないものとする。
- (2) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が離島等地域にあるものに限る。）を利用した場合に、当該訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 留意事項

事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。

(別添4)

中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担額軽減措置事業実施要綱

1 目的

中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所（平成27年厚生労働省告示第96号（厚生労働大臣が定める施設基準）に適合する事業所）においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分増額されることになる。このため、中山間地域等の地域に所在する小規模の事業所以外の利用者との負担の均衡を図る観点から、市町村の判断により、利用者負担の一部を減額することにより、中山間地域等の地域における介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものである。

2 実施主体

市町村

3 対象市町村

平成21年厚生労働省告示第83号（厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域）に定める中山間地域等の地域が存在する市町村

4 実施方法

- (1) 本事業の対象者は、市町村民税本人非課税の者（生活保護受給世帯に属する者を除く。）であって、別添1及び別添2の措置の適用を受けていないものとする。
- (2) 利用者負担の減免を行おうとする社会福祉法人等は、法人所轄庁たる都道府県知事又は指定都市市長若しくは中核市市長（法人所轄庁が厚生労働大臣である場合は主たる事務所がある都道府県知事）及び法人所在地の市町村長に対してその旨の申出を行う。
- (3) 社会福祉法人等が提供する訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）（事業所が中山間地域等の地域にあり、かつ、小規模の事業所に限る。）を利用した場合に、当該訪問介護若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のものに限る。）に係る利用者負担の一割分を減額し（通常10%の利用者負担を9%にする。）、当該減額分を社会福祉法人等がいったん利用者に代わって負担した上で、その負担総額の1/2について、社会福祉法人等の申請によって、市町村が助成を行う。

5 留意事項

事業主体については、この取扱いが、あくまで事業主体に負担を求めるものであることから、社会福祉法人が実施することが基本であるが、市町村内に介護保険サービスを提供する社会福祉法人が存在していない地域等においては、例外的に、当該市町村の判

断により、社会福祉事業を直接経営する市町村をはじめ他の事業主体においても利用者負担の減免を行い得るものとする。なお、その場合には、都道府県と協議するものとする。

事務連絡
令和元年11月8日

都道府県
各指定都市 介護保険担当主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課

令和元年台風第15号による被害に対し
社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について

社会福祉法人が運営する特別養護老人ホーム、特定施設、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の介護報酬については、「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日付老発第188号厚生労働省老人保健福祉局長通知）において、資金の運用が取扱われているところです。

今般の令和元年台風第15号に伴う災害について、被害が極めて甚大であることに鑑み、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能とする取扱いとします。

つきましては、管内市町村及び社会福祉法人に周知を図るようよろしくお願い申し上げます。

記

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること。

- ① 当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ② 当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③ 法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2019年12月）

年	月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み(要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先電話番号	備考
2019	12	5	木	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『音楽療法』	健康	教室	大岡	川口地区センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		大岡 在宅介護支援センター	266-2460	
2019	12	11	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『健幸生活講座⑤』 ～100歳まで長持ちする身体を作ろう！～	運動	教室	大豆島	大豆島総合市民センター	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	月～金 9:15～ 17:15	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2019	12	11	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『せなかつすきり体操 3』	運動	講座	鬼無里	鬼無里老人福祉センター（多目的ホール）	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		鬼無里 在宅介護支援センター	256-2962	
2019	12	11	水	午後	2時	4時	介護予防教室 『健幸生活講座⑤』 100歳まで長持ちする足腰を作ろう！	運動	教室	朝陽	朝陽公民館	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	要	月～金 9:15～ 17:15	地域包括支援センター コンフォートきたながいけ	254-5250	
2019	12	12	木	午前	10時	1時	介護予防教室 『閉じこもり予防』	生活	教室	戸隠	戸隠生活環境改善センター	市内在住の65歳以上の方	300円	20人	要	1ヶ月前	戸隠 在宅介護支援センター	254-2745	
2019	12	12	木	午後	1時30分	3時	介護予防教室 『イスに座ってはつらつ体操⑦』	運動	教室	篠ノ井	介護老人福祉施設 やすらぎの園 (むつみホール)	市内在住の65歳以上の方	無料	なし	不要		在宅介護支援センター やすらぎの園	293-6160	
2019	12	13	水	午前	10時30分	11時30分	介護予防教室 『音楽療法』 ～歌って奏でて、楽しく脳活性化 part2～	健康	教室	小田切	かがやきひろば小田切	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	要	随時	地域包括支援センター 安茂里	226-3895	
2019	12	14	土	午前	10時	12時	介護予防教室 『体を使って認知症予防』	運動	教室	更北	コスモステセコホール	市内在住の65歳以上の方	無料	60人	要	5月13日	地域包括支援センター コスモス	284-2166	
2019	12	16	月	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『体幹強化でセルフケア』	運動	教室	吉田	ノルテナがの (1F健診室)	市内在住の65歳以上の方	無料	40人	要	随時	地域包括支援センター 吉田	266-0567	
2019	12	18	水	午後	1時30分	3時30分	介護予防教室 『転倒予防教室①』	運動	教室	篠ノ井	南長野医療センター 篠ノ井総合病院（中央棟4階 あい講堂）	市内在住の65歳以上の方	無料	20人	要	10月から	地域包括支援センター 篠ノ井総合病院	261-1062	
2019	12	20	金	午前	10時30分	12時	介護予防教室 『笑いヨガ』 ～心身ともにすっきり元気～	健康	教室	若穂	温湯温泉湯～ばれあ	市内在住の65歳以上の方	無料	25人	要	11月15日	地域包括支援センター ケアプラザわかほ	282-1631	
2019	12	25	水	午前	10時	11時30分	介護予防教室 『冬の運動不足解消』 ～寒さに負けず身体を動かして 健康に！（3回シリーズの1回目）～	運動	講座	若槻	若槻コミュニティセンター（大会議室）	市内在住の65歳以上の方	無料	30人	不要		地域包括支援センター 若槻ホーム	296-3303	